

(整理番号 2515)

長野地方最低賃金審議会

第 2 回長野県はん用機械器具等製造業専門部会 議事録

令和 7 年 12 月 24 日 公開

開催日時 場所	令和 7 年 10 月 20 日 13 時 30 分 ~ 15 時 00 分 長野労働局 2 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 2 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県はん用機械器具等最低賃金の改正審議について 2 その他		

議事録

開会

岡田賃金室長

それでは、これより長野地方最低賃金審議会、令和 7 年度長野県はん用機械器具等製造業最低賃金の第 2 回専門部会を開催いたします。まず本日の定足数の確認ですが、本日は、公益代表委員の山本委員、労働者代表委員の櫻井委員が欠席となり、委員 9 名中 7 名にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本部会は有効に成立していることを御報告します。また、本日の専門部会は原則公開となっておりますが、事務局で傍聴人を募集したところ、希望者はおらず、報道機関からの取材申出もなかったことを御報告いたします。なお、議事録は、非公開の個別協議以外は原則公開であり、傍聴人の有無に関わらず公開されることについてご承知いただければと存じます。最後に、前回の第 1 回合同専門部会において、公益委員の山本委員からご要望がありました、他局の地域別最低賃金と特定最低賃金の状況の資料につきましては、本日の資料 5 にご用意しております。こちらは「最低賃金決定要覧」のデータ、令和 7 年度でいいますと 139 ページにありますが、こちらをご覧いただきますと、一般機械器具製造業の表がございます。こちらのデータを基に、地域別最低賃金額と特定最低賃金額を比較した表になりますので、今後の審議にご活用いただければと思います。それでは、これから議事進行につきまして吉村部会長、よろしくお願ひいたします。

吉村部会長

本日はお忙しいところありがとうございます。県最賃が1,061円、現行から63円引上げの過去最大の上げ幅ということで、初めて1,000円を超えることになりましたが、県最賃の審議が終わり、第1回の合同専門部会を経て、本日、第2回はん用機械器具等製造業専門部会を開催するということで皆様にお集りいただきました。ご存じのとおり、はん用機械器具等製造業は、長野県のリーディングインダストリーとして、県内の他業種は勿論のこと、県外、全国からこの上げ幅が注目されています。県最賃の審議では、最終的に労側が反対ということで全会一致の結論にはならず、心残りではありましたが、はん用機械器具等製造業専門部会では、労使双方の忌憚の無い御意見、御議論をしていただくことによって、双方にとってベストまでいかなくともベターな結論を得ることができればと考えております。

議事に入ります前に、先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日の専門部会は原則公開としており、第3回以降につきましても同様とし、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある等の場合は、委員の皆様のご意見もお伺いしながら、部会長の判断により非公開といたします。それでは本日の議事録確認委員を指名します。労働者代表委員は西村委員、使用者代表委員は中村委員にお願いいたします。

吉村部会長

それでは、次第に沿って進めてまいります。議題(1)の「はん用機械器具等製造業最低賃金の改正審議について」ですが、まず、昨年度の部会報告書が資料3、会長名の答申文が資料4として配付されておりますのでご確認ください。部会長報告書及び答申文の別紙を見ていただくと、改正決定に関する項目として、1適用する地域、2適用する使用者、3適用する労働者、4前号の労働者に係る最低賃金額、5この最低賃金において賃金に算入しないもの、6効力発生の日とあります。このうち4の金額については、専門部会で御審議いただく事項であります。また、6の効力発生の日については、前回の第1回合同専門部会において、使用者代表委員の中村委員と労働者代表委員の斎藤委員から御意見がありましたので、今年度、ご審議いただく必要がある事項であると考えます。従いまして、4の最低賃金額と6の効力発生の日について、これからご審議いただき、それ以外の事項については、昨年度と同様とすることでおろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

吉村部会長

異議はないようですので、最低賃金額と効力発生日以外の項目につきましては、昨年度と同様いたします。それでは、これから金額と効力発生日について審議に入ります。初めに、労使双方から基本的な考えを発表していただいてから、審議を進めることといたします。まず労働者側、次いで使用者側の順で、ご意見をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

それでは、労働者代表委員から発表をお願いします。

斎藤委員

我々は、いろいろな観点からある程度の具体的数字を出していこうということで、この間議論を重ねてまいりました。最初に、皆様とこの事実を共有させていただきたいと思っています。まず、今年の地域別最低賃金は、目安どおり63円上がりました。6.31%上がって998円が1,061円になりました。地域でいろいろありますが、参考として、一番上がったところが、熊本で82円上がりました。引上率は8.61%となります。これを受け全体を平均として出しても、関わる人の多さで、平均値をだしても難しい。これを加重平均といって、多いところ重要なところの人ほど影響度が大きい、こういうことを全部計算してみると、全国の加重平均は1,121円になります。引上額としては66円というのが現状です。こうやって上がると影響される方が出てきますが、影響される方の割合がどのくらいかとなりますと、一番低いところは東京で21%の影響率が出ます。長野県は資料で見ていただくと分かりますが、26.1%です。これが、地域別最低賃金の現状だと思っています。これから始まる特定最低賃金についても現状を共有させていただきたいと思います。昨年皆様と議論させていただき、49円アップして1,043円になりました。このときは、影響率は12.1%あつたと思います。去年の段階で、地域別最低賃金と特定最低賃金との優位性という言い方が正しいかとなりますけど、差がどれだけあるかということになりますが、昨年は、地域別最低賃金が998円でしたので、45円の優位性がありました。地域別最低賃金が10月3日で1,061円になったので、事実上18円マイナスしていることになります。特定最低賃金が下回っているという言い方をさせていただきます。これが現状です。これから始まるはん用機の実態がどうなるかといいますと、こういうところで一番影響があるのは、パートさんみたいな働き方をしている方に多く係ってくると思われます。前回の資料10を見ていただければ、パートさんの募集賃金平均額が県別に出ています。Bランクの長野県のところに、令和7年5月の平均値が1,160円になっております。1枚めくっていただくと、この裏側が下限値になります。この下限値が1,116円となっております。こうした実態を皆さんと共有させていただきたいと思います。隣県と比較していかなければならぬと考えており、現段階での状況を確認し

たいと思っております。例えば、富山県と長野県を比較すると、富山は 1,035 円、長野県は 1,043 円ですので富山県より 8 円上回っています。岐阜県の場合は自動車等部品になりますが 1,057 円で、岐阜県が 14 円高いということになります。愛知県の場合だと愛知県が 38 円高い、静岡県ですと静岡県が 30 円高い、群馬県ですと群馬県が 13 円高いということになります。全体としましては、長野県というところの額面で見たときに少し見劣りする部分があるのではないかと思います。こういうことを勘案しながら今回議論を重ねさせていただきました。ただその前に少し、ご理解いただきたいのは、我々としましては、地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低限を補償するセーフティーネットという役割があると思っております。地域別最低賃金と特定最低賃金というのは、役割に多少違いがあるということは認識していますが、ここと見比べて劣るということがあつては、県としても中々好ましくないのではないかと思っております。役割が違うということを理解しつつ、ここと見比べながら、物事を勘案していかなければならぬと思っています。ですので、近年、地域別最低賃金と特定最低賃金の優位性の幅が狭くなっています。かなり昔には 100 円以上の差があった訳です。これがどんどん近づいて、今では逆転しているのが現状です。130 円くらいあつたものが、ここ数年で 50 円もない事態になり、今年度では今の段階では逆転してしまったということがあります。どこまでも優位性を持っていきたい、長野県の基幹産業であるはん用機械器具というものはある程度の優位性を持っていなければならぬということを鑑みて、一定の賃金をお示ししたいと思っています。

また、今回は発効日に対する考え方を少しお話しさせていただければと思います。我々としては、発効日は該当する労働者にとって非常に影響があるところであると考えています。前回少しお話しました。これが長野県にあたるかどうかではなくて、考え方の問題です。例を挙げると、秋田県で地域別最低賃金が 80 円引上げになり、1,031 円になりました。発効日が 2026 年 3 月 31 日です。単純に計算していくと、10 月に決まりましたが、3 月 31 日までは今の時給 951 円でやっていくということになります。4 月 1 日に 1,031 円変わりました。その賃金でやります。10 月にまた変わるわけですから、2026 年 9 月までは、この金額で行きます。これを全部シミュレーションして、時間給に換算したら、この労働者の方は 1 年間で時給いくら分もらえるかというと、991 円です。1,031 円に決まったのに、最終的には 991 円分の賃金しかもらえないことになります。あくまでも単純な計算ですのでこれがすべてとは言いませんが、やはりこういう数字が出て来てしまう以上、法定どおりにしっかり発効していくことが正しいことだと思っております。ちなみに、長野県は 10 月 3 日に 1,061 円になりました。これも単純に計算して 9 月までで 1,061 円分の賃金が貰えることになります。これを長野県の場合、もしあの時、3 月 31 日にしましょうということになって決まったとなつたら、来年の 9 月までだと、このシミュレートだと 1,030 円の賃金分が発生することになるということでございますので、法定どおり発

効すべきだと我々としては思っております。

吉村部会長

ありがとうございました。労働者側から基本的な考え方の発表がございましたので、次に、使用者代表委員から基本的な考えのご発表をお願いしたいと思います。

中村委員

ただ今、労働者側から御意見をいただいたということで、使用者の立場でお話をさせていただければと思います。まず、景気の状況でございます。先日の資料、日銀の調査等ありました。全国は若干下がっていますけれど、製造業系は横ばいという話が出ていますが、受け止めとして、はん用機械関係を含めて、改善の兆しはあるけれども先行きは悪いのではないかということです。全国に比べると、長野県は非常に悪い状況ですので、ここは慎重に構えてもらった方が良いと思います。日銀の支店長も関税の関係を見通しづらい、世界的な需要減とはっきり言っていますので、ここは慎重に構えるべきだと思います。また、調査機関からも同じような結果が出ていて、小幅ながら改善が見られるが、長野県の場合は景気のDIは既に数か月連続で悪化しています。ということですので、全国でも下位とは言いませんけど、長野は半分以下のところに位置します。大企業は、建設を中心に良いので伸びていますが、製造業系でさらに小規模となるとかなり悪化してきているので、規模間格差はかなり離れているとご認識いただければと思います。というのが、一般的な考えなのですから、長野県の中で、特に私共の会員になっている小規模な事業所を中心に毎月調べてありますと、同じような傾向が出てきています。製造業系だけでなく全産業でみると、改善はできているけど回復まではきていない。その中で製造業系だけ拾っていくとかなり悪くなっているということです。ヒアリングも実施していますが、関税の影響、国際情勢で受注不安が言われています。そのおかげで、設備投資もままならない、かなり停滞しているはずです。という中で、人件費高騰とか、物価高もございますが、かなり人手が足りていないので機会が失われていることから、収益性もかなり下がっているというふうに見てきます。具体的に言うと、東信地域では8割ぐらいが受注減産になっていますので、それだけ回転していないことだと思います。中信地域では、請負価格の見直しという具体的な要請になっているということです。北信地域で見ますと、3、4割くらい売上が落ちている状況であるということです。先ほどの関税の影響ですが、長野県が調査しています。オフィシャルに調査していてJETROが調査機関になっていますが、7月末から8月上旬にかけて、関税がほとんど決まった段階で、製造業系で影響が出ているのが56%です。そのうち自動車部品は、この影響がさらに悪く65%くらい影響があるとみています。具体的に言いますと、値下げの依頼、注文の延期、受注調整、コストの圧力、完全にサプライチェーンを変

えるぞというようなことなので、何を心配しているかというと、市場規模がかなり縮小することと、アメリカを中心に輸出が減少していくことが確実だということです。一方、アメリカだけではなく、関税ですから、全世界ですから、特に長野県の場合は中国からの影響が大きいので、アメリカと中国間で決着しない限り不安で、6割以上で影響があると見ている状況をご認識いただければと思います。全国調査でもかなり景気を後退させるという判断が9割方出ているということでご認識いただければと思います。私も9月に3件ほど製造業の調査に行きました。自動車の部品関係を扱っている下請けさんを中心に3件、東信地域、北信地域、木曽地域に行ってきましたが、具体的に言いますと、完全に生産調整に入っています。それから、価格転嫁という話がございますが、やればいいじゃないかというような話の中で、価格転嫁した場合仕事をもらえないという話になっている訳です。それから乗切るということで生産性向上と言われますけど、かなり時間を要しますよね。ということで着手はしているけれども、次から次へと高くなっている状況で、これは追いかけっこみたいなもので、コスト対策も限界にきているのが事実だということです。それから、国を中心に補助金を活用してよということですけれども、企業側の意向とはマッチしないということ、中身もそうですし、いろんなカスタマイズが関係してきますので、枠にはまつた補助金ですからそれに合わないと審査に落ちてしまうということもあります、年度跨ぎも難しいと思います。そういう状況ですので使えないということです。さらに先ほども言ったように、中国の関係の影響が非常に大きいです。中国はEVを中心に部品の現地調達を行っているので、日本への注文をしなくなっている状況をかなり恐れています。どういうことを心配しているかというと、国内の企業が空洞化になっているということで、金融機関が企業の選別に入っていますので、遅れていくところは切って捨てるという状況になっていますので、大変困っている状況です。併せてこの3社に最賃の関係はどうですかと聞いてみると、経営者の判断としては、一気に来るとかなりなダメージが大きいということで、何をするかというと、職員を絞るということも言います。所謂、お辞めいただくということですので、働き方改革に逆行するのではないかと見ています。体力が無いので人数を絞り、優秀な人材を残して収益を上げる、そういう選択に入っていますので、最賃の趣旨とかなり違ってくるのではないかと思っています。県最賃が上がってきて上昇率が高いので、価格転嫁も容易ではないということも言っていました。ということで、考え方の総括でございますが、経済を循環させるという意味では賃上げ自体は良いことだと納得できるのですが、急激な引上げ、そして毎年高い率の引上げが行われることについては納得できないという点が、これは県最賃もそうですが、特に、特定の場合はそうだと思います。物価高は企業も同じでございまして、日銀が企業物価を出していますが、消費者物価より高い状況です。そういうことをご認識いただくのも重要ではないかと思います。

はん用機械器具等が基幹産業であることは間違いないですが、長野県の場合

自動車関連産業が中心であります。はん用には生産用や業務用もありますので、その中には、農業用機械、建設機械、複写機、事務用品もあり、そのことも含めて考えなければいけないということです。それから、一方、県内企業は下請け、孫請けが多い状況ですから、大企業の自動車関連とは全然違う、体力が違う。それから関税の関係ですが、決着したとはいえ、昨年よりは6倍の関税ですからかなりダメージが厳しいということで、これから年末から来年にかけて決算期を迎える上で、打撃が大きいと見られています。中国との価格競争が始まっていますので、ここは非常に厳しくなってきているということでございます。という意味で、全体としては観光や非製造業を中心に乗り切っていますが、製造業の中で特に生産用が厳しいということでございます。それから、最賃が上がりますと、パートの方が直接影響を受けると思いますが、そこだけ上げていけばいいという問題ではなくて、社内全体を見直さなければいけない状況でございますので、職員の全体を見直さなければならないということでございますから、かなり影響は大きいとみてもらった方が良いだろうと思います。プラス、社会保険の事業主負担ということもありますので、そういうことも含めてご検討いただかなければならぬということです。以上基本的な考え方ですので、大変厳しいということを申し上げたということです。それから、発効日の考え方ですけれども、かなり準備に時間を要する、一定時間要するということで、8月に決まって10月にお願いと言われても、これは大変厳しい。しかも率が上がっているので、原資をどこからもってくるかというと、基本的には借り入れをします。融資を受けて回していくという自転車操業です。借りればいいと言われても、当然返さなければならぬ、そういう状況があります。職員全部にかかるので、パートさんだけ上げれば良いというものでもなくて、職員の給与体系も改定していかなければならぬ、手続き的なことも全部含めて、原資も含めてということになります。そういうことも含めて、一定の期間を貰わないと準備できないと言われています。以上です。

吉村部会長

ありがとうございました。ただいま労使双方から基本的な考え方を提示していただきました。これについて、質問・意見等がありましたらお願いします。

西村委員

初めて出席するので、どんな雰囲気でどんな事を話しているのか、良く分かりませんが、その中でもしっかり議論をさせていただければありがたいです。労使というのは、経営と労働組合は両輪だし同じ考え方を持って同じ方向を向いて、従業員のために、ここでは、長野県の働く労働者のためにやっていくことが一番大事ではないかと思っています。もっと言えば、ここは特定のはん用機械器具等の審議の場ですので、ここに関わる人たちについてのやりがいだとか、想いだとか、生活基盤の整備だとかを考えていければよいと思っています。組

合としても経営の皆さんのがいろいろな苦渋の判断をしながら経営していることは十分承知していますが、その中でも継続的に事業を安定的にいい人材で進めていくには、人材の確保は極めて大事になってくるのかなと思います。今、中村委員から話がありましたけれど、厳しい中でも優秀な人材を取っていくのは必要なことですし、いま長野県は1,061円なので、少なからずはん用機械器具等の1,043円との差分は必然的に上がってくる訳ですから、この先、はん用機械器具等の製造業で働く人たちがどのように安定的に、安心していけるか、ものづくり産業に入っていこうという人たちにどういうメッセージを与えられるかということだと思っています。最賃は全国的に右肩上がりです。たぶん、2020年代に東京は1,500円台に行くでしょう。これが地方にも繋がってきていますので、右肩上がりに上がっていくと思います。それでも、優位性、想い、人材確保というのは、委員として前向きにとらえていかなければいけないと思っていますので、経営の皆様にも前向きに検討いただきたいと思います。

吉村部会長

今、労側からご意見がありましたが、斎藤委員、何か付け加えることありますか。

斎藤委員

我々の基本的な考え方は、先ほどのとおりです。

吉村部会長

それでは、使側から何かご意見がありますか。

山岸委員

弊社、自動車部品のほか金属部品の切削加工を行っている会社です。従業員が55名ぐらいということで、小規模な会社です。先ほど、中村委員から詳細に懇切丁寧にご説明いただき、また、他社様へのヒアリングを行ってお話をいただいたということで、本当にすべて代弁していただいたと思っています。付け加えるということではないのですが、現状からいきますと、米国の関税に関しては、東信地区は自動車メーカーのサプライヤーさんが多くて、確かに想定よりは関税の率が悪くはないが決して良くないので、自動車部品によっては4割減、平均すると20%ぐらい落ちていると聞いています。また、これで現地生産に切り替わると日本の仕事が減ってしまうこともあるとのことです。あと、価格転嫁に関してですが、弊社ですと、使うものに油、切削工具などの副資材関係がありますが、値上がりが価格転嫁に追いついていません。前は半年に1回だった値上がりが、最近は数か月ごとに上がるということで、取引先様には価格転嫁をお願いして対応をしてもらってはいるのですが、最後にはベストプライス、安いところから買いますよという話が出てしまうと、中々言うことも言

えないということがあります。そういったことを乗り越えて事業活動をやっていかなければいけないですが、日々の業務改善も中々厳しくなってきているかなということがあります。賃上げとか最低賃金を上げていくことは基本的に良いことだと思いますが、他の経営者と話すと、ペースが速くて上げ幅があまりにも大きいことが苦痛だと言っています。弊社も老朽化で入れ替えですか、新規の仕事が入れば設備投資をこここのところはやっていましたが、昨年は人件費の関係の原資を何とか出さなければいけないということで、設備投資を行いませんでした。今年は何とかやっていかないと、やはり自動車の関係の仕事は品質と納入の関係も待ったなしということで、取引先様のラインに迷惑を掛ける訳にはいかないので、そのところは色々活用させていただいた上で行いますが、その中で賃上げの原資を確保することは、他の経営者とも話した中で、皆大変だと感じております。当然、社会保険料も企業として払っていかなければなりませんし、ペースを上げて賃上げとか最低賃金を上げることは良いのですが、やはり最終的に責任をもって払う痛みを感じるのは会社というか経営者だねという話になります。ですから、企業の所得にかかる税金、収益に関わらない外形標準課税、長野市だったら事業所税とか各都道府県では償却資産税とかそういうものがありますが、それらを少しでも減免して賃上げの原資にできればなと他の人と話しているところです。いずれにしても、最低賃金を上げていくことは良いことだと思いますが、会社、企業側からすると、非常に負担が大きいのでそこを何とか原資を見だすことに非常に苦しんでいる実情をお話させていただきました。

吉村部会長

どうもありがとうございます。他の委員の方から何か意見はございますか。

中村委員

もう1回補足といいますか、労働者側委員からご意見いただいた部分について、考え方を申し上げたいと思います。最初、特定の意味合いがございましたけれども、これは明らかに県の最低賃金と異なること既にご認識いただいていると思いますけど、あくまで県の最低賃金は、すべての労働者の方に最低限を保障するセーフティーネットですから、全部にかかってきます。一方、特定の場合は、いわゆる企業の中の賃金水準を設定する労使の取組を補完することです。ということは、賃金相場の形成ということではないです。セーフティーネットで救いましょうということとも明らかに趣旨が違いますので、労使の交渉の目安と考えてもいいかなと思います。なので、役割を整理してもらった方が良いかなという点があります。それから、さきほど優位性という問題がありましたが、特定として審議の必要性があるということですが、これは今の段階でということだと思います。これはですね、地域別最低賃金が異常な状態で上がってきておりますので、経営者側のスタンスとしては、地域別最低賃金だけでい

いのではという議論が出てくる訳です。既に過去からも出ています。ということで、最低賃金の役割を政府が大きくしているものですから、それだけあればいいじゃないかと、それ以上のものは必要ないのではないかという議論になってくることも考えられると思います。その観点で、都道府県の比較等がございましたけれども、今回資料が出されていますが、あくまでも特定を定めているのが 16 県で、47 都道府県中特定として定めていない地域の方が多いですし、過去にはあったけれどももう要らないと、東京、神奈川、千葉、愛知といった自動車関連産業が多いところだと思いますが、審議をしていない状況になっています。近県の新潟、山梨、静岡、埼玉は県最賃だけでやっているわけです。という状況から見れば、なぜ長野で特定を設けるのか、確かに、自動車関連の産業があつて下請けも多いというところがありますので、少しは事情を考えますけれども、隣県と明らかに違いますということでもないかと思いますし、上げ率、確かに最賃との差を見るとこの表ですけど、上げ幅を見ると長野県の場合はそんなに差がある訳では無い、遜色ないと見ていています。その辺は一律で見ないでもらいたいと思っています。それから、パートの募集の関係がありましたが、確かに平均 1,160 円、下限 1,116 円とありましたが、これは募集金額でございます。しかも、製造業、自動車関連、それから自動車以外のはん用に特定しているわけではなく、小売や飲食など全部入っているパートさんの募集金額です。例えば、イオンモールの募集はかなり高い、1,500 円とか 1,800 円になっていて、そういうところのパートも含まれている訳ですので、一律に見ない方が良いと思っています。その点、よろしくお願ひします。

吉村部会長

どうもありがとうございました。中村委員から補足がありました。そのほかに土井委員からどうぞ。

土井委員

さきほど、西村委員から経営と労働者が両輪であるという話がありましたが、ものすごく励みになりました。ありがとうございました。その中で、補助金のことについて申し上げますと、8 月に金額が決まって、10 月 3 日からアルバイトの学生の賃金を 1,061 円に上げました。また何年か働いている他の子たちも少しずつ上げました。その後に、設備投資と賃上げに着手したところには補助金が出ますといった案内をどこかで見ましたが、既に上げてしまっては後の祭りですから、政府の補助金の実際が 10 月 3 日の発効日と合っていないのではないかと思いました。先ほど、齋藤委員がおっしゃいました秋田が発効日を遅くした気持ちが本当に分かりました。私どもは企業と年度で契約していますが、交渉するときは翌年 4 月から料金の値上げをお願いしています。そうしますと、10 月から 3 月までの資金をどこから持ってくるのかということになります。どこから持ってくるのかと思ったときに、私の給料からとなると、役員報酬とい

うのは年度で決まっていますので、私が貰わないで未払いにして賃金に回しても経理上未払いであがってくるわけです。ですから、秋田が3月31日にした気持ちは良く分かります。ですから、そのところもお含みいただければありがたいなと思います。私みたいな町の小さな会社は、大きな会社から仕事を頂いて孫請になっており、ズームで契約金の値上げ交渉をいたしました。そうしますと、世の中の流れですからしょうがないですねと言っていただき、上げ幅を決めさせていただきましたが、それは来年の2月からと言われました。相手の気持ちも分かります。予算取りしていませんから。分かりましたと言って、更新時に行ったら、契約を切られました。こういって3社から契約を切られました。この後どうやっていけばよいか、もし、うちの会社がクローズすることになったら、どれだけの従業員を悲しい目に遭わせなければならないのかというのが私の悩みです。

吉村部会長

どうもありがとうございました。その他に何か御意見がございますか。

(無しを確認)

それぞれ、かなり率直にご意見を提示していただいたという印象を持ちました。それでは、ただいま労使双方から基本的な考え方が示されました。それでは、現時点の具体的な金額と発効日についてご提示をお願いしたいと思います。本日の部会は原則公開でありますので、金額及び発効日の提示と、その後の意見交換の公開・非公開について、皆さんにお諮りしたいと思います。労働者側、使用者側の皆さんの御意見はいかがでしょうか。

(労使委員から公開可を確認)

皆さんのご意見を踏まえ、金額及び効力発効日の提示とそれに関する意見交換は公開といたします。非公開の個別協議が必要な場合は、申し出てください。それでは、労働者代表委員から金額と効力発効日の発表をお願いします。

齋藤委員

連合長野という労働団体としてのリーディングの部分がありますので、そこが調べた結果に基づき今回提示させていただきたいと思います。前回の資料5にはん用機械器具等の改正申出書があります。27ページの下段の(2)のところに機械自動車というところがございまして、組合員平均でこの春闘の結果15,071円ということになります。我々が基本とする1か月の総労働時間は、1日8時間の21日稼働ですから168時間です。先ほどの金額を168時間で割ったところが89.7円ですので、今回提示する金額を90円引上げの1,133円とい

うことにさせていただきたいと思います。発効日に関しては、労働者側の目線でいきますと、やはり遅らせることに対して前向きなものが無いということで、法定どおりとさせていただきます。

吉村部会長

労側は、90 円アップの 1,133 円で、発効日は法定どおりということですね。次に使用者代表委員から、金額と発効日についてお示しいただきたいと思います。

中村委員

すみません。その前に、今の資料 5 の 27 ページの連合調べの表の組合平均ですが、これは何の平均ですか。要求額ですか、妥結額ですか。

斎藤委員

妥結額です。

中村委員

妥結額で、組合数は 20 ということですね。

斎藤委員

そうです。

中村委員

これ足してくと、組合員は何人ですか。

西村委員

6,035 人です。この表の左の組合員数のとおりです。

中村委員

分かりました。それでは、使用者側の金額の提示ということでございますので、いずれにしても根拠のある数字、実態に基づいたということで、本審議会で出されている賃金改定状況調査の第 4 表、これを基本として考えております。第 4 表の ということになりますけど、これは一般の労働者とパートタイム労働者の方を全部含んでのことになりますが、昨年、今年両方籍している方ということで、長野県 B ランクの製造業における賃金上昇率が 2.9% ということになりますので、プラス 30 円の 1,073 円で提示させていただきたいと思います。

吉村部会長

プラス 30 円の 1,073 円ということですね。発効日のほうは。

中村委員

発効日は、2月2日。本来2月1日からだと思うのですが、2月1日が休みなので、2月2日をお願いします。

吉村部会長

事務局で本審資料の第4表の写しを用意していただけますか。

< 事務局から第4表の写しを配付 >

どちらも明快な根拠を持って、資料を提示しながらご議論されました。それでは、ただいま、労使双方から金額と効力発効日のご提示がありました。あらためて御質問、御意見がありましたらお願いします。

西村委員

私は組合でありながら専従ではなく、1日中、会社の総務で仕事をしています。仕事はいろいろありますが、1つは人員の確保です。パートさん、派遣さんも含めて、職場からこういう人材が欲しいと言われて、人材を集めようとしても集まらないです。極論ですけれども、10円単位ではなく100円単位で上げないと集まらない。他業種がいっぱいありますし、特に若い人はIT系、アパレル系などに流れていく、地域的に全国に流れていく、これは紛れもない事実です。時給単価を上げても製造業に集まらないし、人を集めないと物が造れない。私は、ここでこの産業の未来をしっかり背負って立つ人間を雇うためにも必要な事を話し合っていると思っています。人への投資は設備投資と同じと考えています。ここも本当は、金額ではないと思っています。良い機械があって欲しい機械があったら高い安いじゃないです。人材もそうです。でも人材を雇えば賃金が発生するので、ここで議論していると思っています。交渉事なのでどこで落としどころが見つかるのか分からぬにしても、後ろ向きの議論では、長野県のこの業界で働く者に対しての前向きな話にならないと思っています。歩み寄れるところは両者でしっかりと歩み寄らなければならぬですが、この産業の先を考えていく必要があると思います。長野県の産業をどうすべきか、この産業が生き残っていけることを真剣に考えるべきだと思っています。そのような観点で、90円という数字は根拠を示せばそうなりますが、本当はもっと上だと思っています。大企業も中小企業も人材不足で困っていて、物価高で困っていて、給料が上がらない中ですが、会社側も重々承知しているから春闘の満額回答がここ数年続いているのだと思っています。是非、使用者側の皆さんには、この事をご理解いただき、検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

吉村部会長

ありがとうございました。労側の西村委員からご意見がありましたが、使側で何か御意見があればお願いたします。

中村委員

西村委員からお話をいただいたのは、長野県の産業をどうすべきかということだと思いますが、この場は特定最低賃金の話ということになりますので、趣旨からいきますと、県最賃はセーフティーネットであり、特賃は労使の適正な基準みたいな話になってきますので、いわゆる大企業のことだけではないということになります。大企業で組合を持っているところだけでもない、大きなどころもあり小さなところもある、小さなところもしっかり経営をやっていかないと困るところがありますので、いわゆる長野県の産業をどうするのか、特に自動車関連をどうするかというのは、別のステージと考えた方が良いのかなと思います。それはそれで議論する場がありますので、そのところはしっかりやった方が良いと思います。この場は、国の制度として、制度自体も歪んできていると思いますが、そのための一定の線を出すということで上も考え方下も考えていく。小さなところもちゃんと救えるようにしておかないと困るという観点ですので、ご認識いただければと思います。

吉村部会長

ただいま、中村委員から御意見ありましたけれど、使側の他の委員の方は何か補足することはありますか。

(無しを確認)

その他に何かございますか。

(無しを確認)

吉村部会長

本日、労使双方から提示された金額と発効日は、労働者側は 90 円引上げの 1,133 円で、効力日は、法定発効です。法定発効となると、いつになりますか。

賃金室長

1 回目の合同部会の資料 7 をご覧ください。いつ答申という形で結審いただけるかによりますが、本日以降の行を見ていただくと、最短の発効日が記載されております。

吉村部会長

分かりました。とにかく、法定どおりの最短ということですね。それで、使用者側が、30円引上げの1,073円で、発効日が令和8年2月2日です。

ただ今ご提示いただいた金額や発効日には、現時点で隔たりがあると考えます。相手側の金額と発効日に対するご主張の内容について、次回、明日になりますが、専門部会までに御検討いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

それでは、次回専門部会、明日の9時になりますが、そこで検討結果をご発表いただきたいと思います。

賃金室長

最後、議題(2)のその他について、事務局から改めて今後の日程について確認をさせていただきます。次回第3回は、明日10月21日火曜日の午前9時からになります。場所は、労働局1階会議室で開催いたします。また、予備日にかかるということあれば、第4回目は、10月29日水曜日の午後4時から、労働局1階会議室での開催となります。委員の皆様には、ご負担をお掛けすることになりますが、ご出席いただきますようよろしくお願ひいたします。事務局からの説明は以上です。

吉村部会長

その他、労働者代表委員から何かありますか。

(無しを確認)

使用者代表委員から何かありますか。

(無しを確認)

ありがとうございました。それでは、本日は以上をもって閉会といたします。お疲れ様でした。

閉会